

第八小学校通学区域地域みんなでまちづくり会議会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第八小学校通学区域地域みんなでまちづくり会議（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、行政機関との協働により、自らの意思に基づいて住みよいまちを築くことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 団体及び地域住民同士の連携に関すること。
- (2) 地域住民の市政への参加の促進に関すること。
- (3) 地域住民の要望や構想を市政に反映する仕組みの構築に関すること。
- (4) 地域における課題の抽出及びその解決策の検討に関すること。
- (5) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(対象区域)

第4条 前条に規定する事業を行う対象区域は、武蔵村山市立第八小学校通学区域とする。

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 前条に規定する対象区域内において活動する団体の代表者及び当該対象区域に居住する住民
- (2) 武蔵村山市において活動する公共的団体の代表者
- (3) 武蔵村山市に勤務する職員

(会員)

第6条 本会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 前条第1号及び同条第2号に規定する者のうち、別に定める入会届を会長に提出し、認められた者
- (2) 前条第3号に規定する者のうち、市長が任命又は委嘱した職員

2 前項に定める会員が次に掲げる事項に該当した場合は、会員の身分を失う。

- (1) 第5条に定める資格を失ったとき
- (2) 前項第1号に定める会員が、別に定める退会届を会長に提出し、認められたとき

(3) 前項第 2 号に定める会員が、市長から任命又は委嘱を解かれたとき

第 2 章 役員

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 書記 2 名

2 前項の役員は、会員の互選により選出する。

(役員職務)

第 8 条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

3 書記は、会議を記録し、会議録、各種資料等を作成する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 3 章 会議

(会議)

第 10 条 本会の会議は、会長が招集する。

2 次に掲げる事項は、会員の半数以上が出席しなければ審議することができない。

- (1) 役員選出
- (2) 規約改正
- (3) その他会長が必要と認める事項

3 前項に掲げる事項は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

4 前 2 項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと会長が認めるときは、会長が第 1 2 条に規定する役員会に諮って決定することができる。

(会議会議録)

第 11 条 会議の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数

(3) 協議事項及び協議結果

(4) 議事の主な意見

2 前項に規定する会議録は、武蔵村山市職員地域担当制実施要綱（平成25年武蔵村山市訓令（乙）第140号）第6条に規定する報告書を用いることができる。

第4章 役員会

（役員会の構成）

第12条 本会の中に役員会を置く。

2 役員会は、第6条第1項第2号に規定する職員及び第7条に規定する役員をもって構成する。

（役員会）

第13条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会は、役員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 役員会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（役員会の審議事項）

第14条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議協議する。

(1) 本会に付すべき事項

(2) 本会において決定した事項の執行に関する事項

(3) その他本会の議決を要しない事項の執行に関する事項

第5章 補則

（委任）

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、本会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成26年2月6日から施行する。